

金融庁告示第七十五号

金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十一年政令第三百三三号）の施行に伴い、及び金融商品取引法施行令（昭和四十四年政令第三百二十一号）第十六条の十五の規定に基づき、分別管理の対象から除かれる有価証券関連取引を指定する件（平成十九年金融庁告示第五十六号）の一部を次のように改正し、平成二十二年四月一日から適用する。

平成二十一年十二月二十八日

金融庁長官 三國谷 勝範

前文中「第十六条の十五第二号」を「第十六の十五」に改める。

本文中「当該債券売買取引に係る契約が解除される取引」の下に「（金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第三百二十七条の二に規定する取引に限る。）」を加える。

分別管理の対象から除かれる有価証券関連取引を指定する件（平成十九年金融庁告示第五十六号）

改正案	現行
<p>金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第十六条の十五の規定に基づき、分別管理の対象から除かれる有価証券関連取引を次のように指定し、平成十九年九月三十日から適用する。</p> <p>当事者の一方が受渡日を指定できる権利（以下「選択権」という。）を有する債券売買取引であつて、当該選択権を有する当事者が、当該選択権を行使できる一定の期間又は一定の日に受渡日の指定を行わない場合には、当該債券売買取引に係る契約が解除される取引（金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第百三十七条の二に規定する取引に限る。）</p>	<p>金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第十六条の十五第二号の規定に基づき、分別管理の対象から除かれる有価証券関連取引を次のように指定し、平成十九年九月三十日から適用する。</p> <p>当事者の一方が受渡日を指定できる権利（以下「選択権」という。）を有する債券売買取引であつて、当該選択権を有する当事者が、当該選択権を行使できる一定の期間又は一定の日に受渡日の指定を行わない場合には、当該債券売買取引に係る契約が解除される取引</p>